平成２８年（フ）第１３号
京都府舞鶴市字南田辺23番地１―102号
債務者　山崎多枝子（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第４０６号
堺市北区百舌鳥梅北町３丁125番地40　鳳来マンシヨン103号
債務者　豊泉　勝利
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４５０号
大阪府松原市田井城４丁目40番地、前住所奈良県五條市田園５丁目17番地の３
債務者　吉川　　勲
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８８９号
福岡県糸島市前原北４丁目15番１―201号
債務者　永見　京子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８９４号
福岡市中央区荒戸１丁目２―10　プロシード大濠公園201号、住民票上の住所福岡県大牟田市大字手鎌1607番地１　塩浜マンション104号室
債務者　永江芙美子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９０２号
（住民票上の住所）福岡市東区松島２丁目１番16号
債務者　星野チミ子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９０３号
福岡市早良区祖原29番19号
債務者　横尾　照美
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３３７号
北九州市八幡西区西川頭町４番13号
債務者　岡村さゆり
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３３９号
北九州市小倉南区上吉田３丁目８番35―103号
債務者　竹内　伸雄
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１２７号
函館市桔梗５丁目38番１号
債務者　加藤　芳和
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１３８号
函館市本通２丁目30番18号
債務者　柏谷　由佳（旧姓附田）
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１４０号
愛知県岡崎市緑丘３丁目16番地24　ヒューマン緑丘101、前住所石川県金沢市専光寺町ハ79番地３
債務者　源田　征二
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
三重県志摩市阿児町神明1241番地19
債務者　山本　芽依
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１５６２号
大阪府豊中市春日町３丁目12番１―110号
債務者　中嶋　聖二
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８０６号
大阪市住吉区長居２丁目２番11号　マンション大和406号
債務者　今村　匡宏
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８４０号
大阪市城東区成育２丁目12番22―609号
債務者　田口　　満
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０６３号
大阪府吹田市岸部中４丁目９番10号
債務者　橋本　一紀
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部